

令和2年11月

第112回丹波市議会臨時会議案書

議案第108号

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月27日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第 号

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(丹波市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 丹波市職員の給与に関する条例(平成16年丹波市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第32条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 丹波市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第32条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年丹波市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年丹波市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

2 令和2年12月に支給する期末手当について第13条第1項及び第22条第1項において準用する給与条例第32条第2項の規定を適用する場合については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。